

第1章 「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」策定の趣旨等

1-1 策定の趣旨

(1) 公共交通ビジョンの策定

公共交通は日常の移動手段として、私たちの身近な生活に欠かせない存在であり、地域社会の活性化を図るためにも、公共交通を維持・確保していくことは極めて重要な課題です。そこで、本市では公共交通を軸とした交通体系を構築するため、平成22年3月に鹿児島市公共交通ビジョン（以下「前ビジョン」という。）を策定しました。この計画は、目標年度を令和3年度とし、基本理念を「公共交通を活かした歩いて楽しむ緑のまち“かごしま”」として掲げ、同計画に基づき、市民・交通事業者・行政等が一体となって、公共交通の利便性・効率性の向上、人と環境にやさしい交通環境の整備、公共交通を活かしたまちづくりの推進など、公共交通の維持・活性化に向け取り組んできました。

(2) 地域公共交通網形成計画を兼ねた戦略としての見直し

国は、平成26年に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下「活性化再生法」という。）を改正し、それによって、地方公共団体は、持続可能な地域公共交通網の形成を目的とする地域公共交通網形成計画を作成することができるようになりました。前ビジョンについても策定から6年が経過し、計画期間の前半が終了していたことから、平成29年3月に「地域公共交通網形成計画」を兼ねた戦略となるよう、見直しを行いました。

(3) 第二次公共交通ビジョンの策定

近年、人口減少の本格化等に伴って、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増している中、高齢者の運転免許の返納が年々増加する等、地域の移動手段を確保することがますます重要になっていることなどから、国は令和2年に活性化再生法を改正しました。

これにより、地方公共団体は、これまでの「地域公共交通網形成計画」に代わり、「地域公共交通計画（マスタープラン）」を作成することが努力義務化され、従来の公共交通サービスに加え、地域における多様な輸送資源も計画に位置付けることが可能になりました。

今回、前ビジョンの計画期間終了に合わせ、法改正の趣旨も踏まえ、地域における持続可能な旅客運送サービスの確保に資する計画として、「第二次鹿児島市公共交通ビジョン」（以下「公共交通ビジョン」という。）を策定します。

(4) SDGs との関連性

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットで採択された 2030（令和 12）年までの国際目標で、持続可能な世界を目指すための 17 のゴールと 169 のターゲットから構成されています。

○ SDGs の 17 のゴール



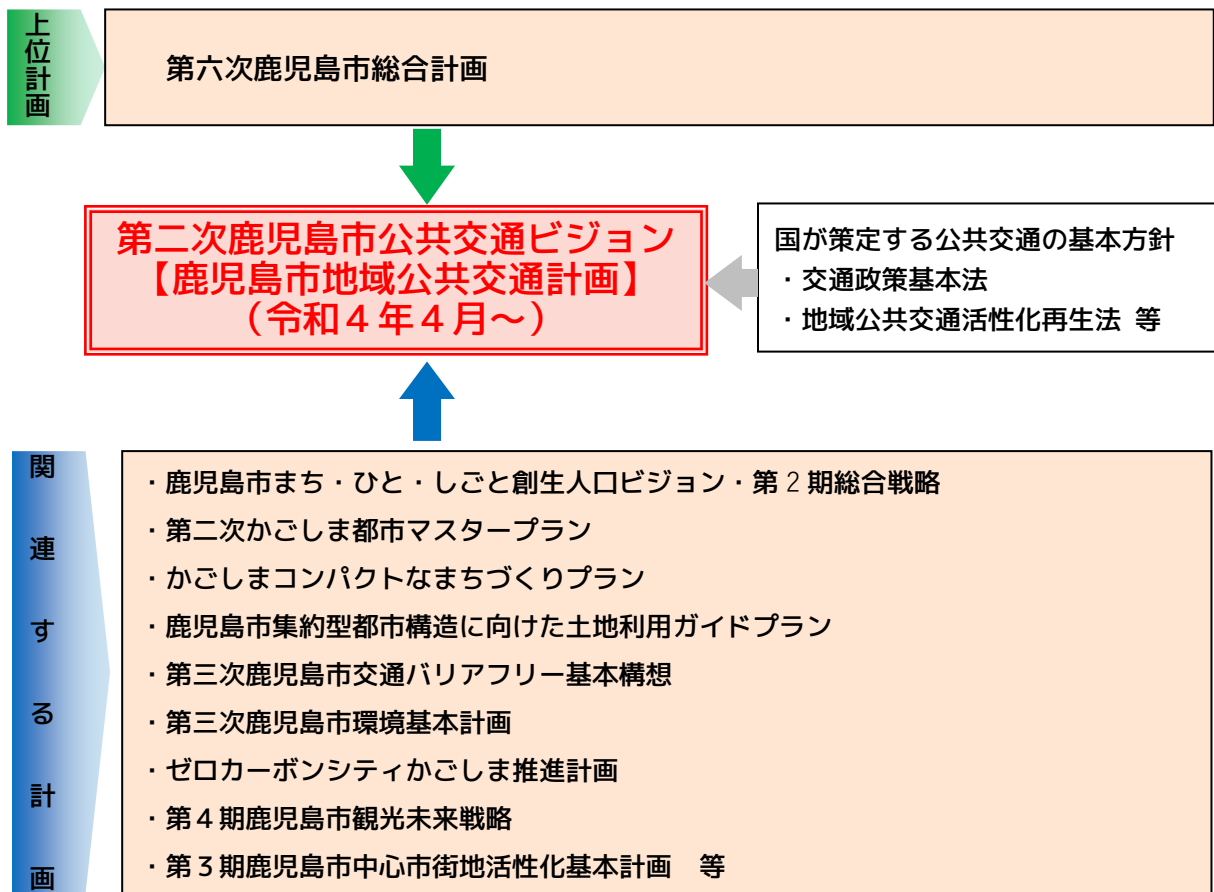
公共交通ビジョンにおいても、特に関連性の高いゴールの達成に向け、未来につながる交通ネットワークづくりを推進していきます。

○ 公共交通ビジョンと特に関連性の高いゴール

<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>10 人や国の不平等をなくそう 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> 	<p>17 パートナーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>		

1-2 「公共交通ビジョン」の位置づけ

「公共交通ビジョン」は、上位計画である第六次鹿児島市総合計画における基本目標「質の高い暮らしを支える快適なまち【都市・交通政策】」の実現に向け、他の関連する計画と連携しながら、人口減少・少子高齢化の進行、環境問題の深刻化といった社会経済情勢の変化、さらには魅力あるまちづくりの推進等に交通政策の面から対応するため、市民・交通事業者・行政等が一体となって取り組む推進計画であり、地域公共交通計画を兼ねた戦略です。



1-3 「公共交通ビジョン」の構成等

(1) 構成

「公共交通ビジョン」は、社会経済情勢の変化や、本市の公共交通の現状と課題、まちづくりの方向性、公共交通のあり方などを踏まえた基本理念とその理念に基づく3つの基本方針、地域公共交通網の将来像、10の重点戦略及び推進施策等で構成されています。

(2) 計画期間

計画期間は、第六次鹿児島市総合計画と合わせ、令和4年度から令和13年度までの10年間とします。

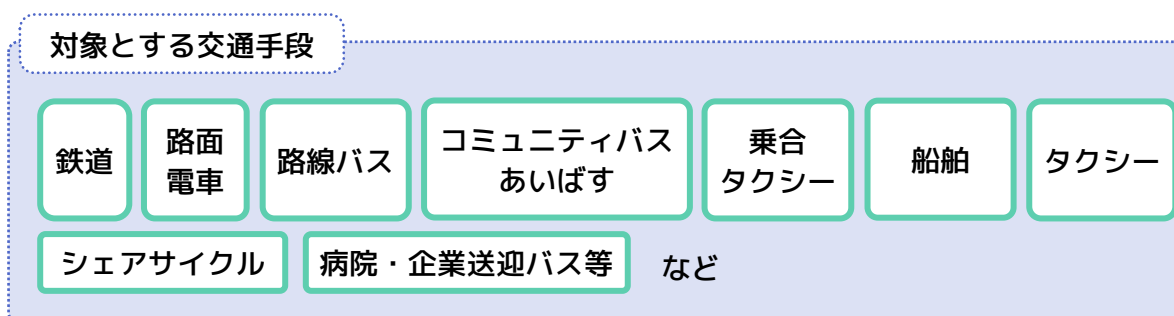
ただし、社会経済情勢の変化や推進施策の達成状況などを鑑み、5年を目途に見直しを行います。

(3) 計画区域

「公共交通ビジョン」の対象とする区域は、鹿児島市全域とします。

(4) 対象とする交通手段

「公共交通ビジョン」では、「鉄道」、「路面電車」、「路線バス」、「コミュニティバス※1」、「乗合タクシー※2」、「船舶」、「タクシー」、「シェアサイクル※3」のほか、活性化再生法改正の趣旨である、地域における輸送資源の総動員の考え方にに基づき、「病院・企業送迎バス等」についても活用に向けて検討します。



※1 コミュニティバス：地域住民の利便性向上等のために一定地域内を運行するバスで、主に自治体が主体となって導入するバスのこと。

※2 乗合タクシー：タクシー車両を使用した乗合交通のこと。路線バスやコミュニティバス程利用が見込めない地域で運行している。

※3 シェアサイクル：複数のサイクルポート（自転車貸出拠点）を配置し、どのサイクルポートでも貸出・返却ができるようにしたシステム

＜「公共交通ビジョン」の計画区域及び鹿児島市の公共交通網＞



※バス路線等については P17 を参照